



## 内閣府公共サービス改革推進室との自治体債権管理回収に関する意見交換会 報告

行政問題委員会 副委員長 東 尚吾

平成25年1月25日（金）午後1時から午後2時30分まで大阪弁護士会館にて、内閣府公共サービス改革推進室の参事官補佐である宮本陽介氏、川上伸英氏、辻崇成氏の3名をお招きし、大阪弁護士会からは、畠田健治副会長を始め、行政連携推進プロジェクトチーム、行政問題委員会や弁護士業務改革委員会の委員17名が出席のうえ、自治体債権管理回収に関する意見交換会を開催しました。

### 1 内閣府公共サービス改革推進室からの説明及び報告

冒頭、内閣府公共サービス改革推進室宮本陽介参事官補佐より、同室は国や独立行政法人の市場化テスト実施の事務局機能を果たす部署であり、公金債権回収業務の分野においても、国民年金の収納業務の民間委託等の市場化テストを担当しているとの説明がありました。なお、辻崇成参事官補佐は弁護士であり、現在、同室に任期付公務員として出向しているとのことでした。

同室は、多くの自治体において地方税法や国民健康保険料等の滞納状況が改善されていない現実を踏まえ、公金債権回収業務における官民連携のあり方について、国の取組みを参考として自治体向けの手引きを作成しているとのことであり、この手引きの紹介がありました。そのなかで、公金債権回収業務の民間委託に関わる関係法令の整理のほか、各債権の種類ごとに民間委託の可能な業務の例の紹介や、民間委託の際の留意事項として公平性の確保や滞納者に対する福祉的な観点からの配慮が必要との点が指摘されました。

そして、民間委託によって自治体職員がその業務を民間に任せきりにするのではなく、自治体職員自ら、研修等を通じて債権管理に関する基礎知識等の習得に努め、問題解決能力を向上させていく必要が

ある点が強調されました。

そのほか参考事例として、自治体における公金債権回収の取組状況について事例報告がありました。

### 2 大阪弁護士会からの取組報告

大阪弁護士会からは、これまでの自治体債権管理回収に関する大阪弁護士会の取組みの紹介及び自治体債権管理回収の民間委託のあり方に関する提言がなされました。

まず、久保井聡明委員からは、大阪弁護士会の組織の紹介とともに、大阪弁護士会の行政連携のこれまでの経過を紹介するとともに、行政問題委員会や弁護士業務改革委員会の委員が中心となって、平成21年度には「地方公務員の債権管理・回収マニュアル」（第一法規）や、平成22年度には「Q&A自治体の私債権管理・回収マニュアル」（ぎょうせい）の出版、自治体外郭団体の債権管理回収業務の受託、自治体職員向け研修への講師派遣などの各種実績について報告がありました。

続いて、木虎孝之委員からは、債権管理回収業務の受託案件について、その具体的受託内容について報告があり、受託前の単年度平均回収率（2.4%）が、受託後には大幅に上昇したこと（12.3%）等の報告がなされました。

そして、岸本佳浩委員から、自治体における債権

回収業務における民間委託の留意点について意見が出されました。民間委託の場合の委託前後の収納率比較に潜む問題点、委託時の情報開示のあり方、業者選定の際の留意点のほか、完全成功報酬制による民間委託が生み出す住民負担の不公平・モラルハザード、住民訴訟リスク等の弊害についての指摘がなされました。そして、債権回収の民間委託にあたっては、収納率アップのほか公平な債権回収、適正な不良債権整理、職員の専門性向上という目的を明確にし、委託業者に対しては完全成功報酬制ではなく着手金報酬金方式又は手数料方式を原則とすべき等の指摘がありました。

### 3 意見交換

その後の意見交換では、公金債権回収業務の官民連携のベストミックスは多種多様であり、安易な民間委託は慎み、委託の目的を明確にすることが重要であること、民間委託によって民間業者に任せきりとするのではなく、自治体職員の専門性の維持向上が重要であるとの問題意識が共有されました。

また、民間委託の報酬体系については、内閣府公

共サービス改革推進室からは、発注者の視点に立った場合の報酬体系の評価について解説が加えられ、意見交換会では、完全成功報酬制は民間委託を導入する際の過渡的な措置にすぎず、いずれその弊害が認識されてくれば、着手金報酬金方式又は手数料方式に移行する事例が増えてくるのではないかということが確認されました。

そして、内閣府公共サービス改革推進室から、現在、国と自治体との間で実施している研究会を、今後、関西においても開催し、大阪弁護士会がプレゼンターとして参加し、公金債権回収業務の官民連携のあるべき姿や報酬体系について提言するのはどうかとの前向きな提案もなされました。

本意見交換会では、限られた時間のなか、上記のほかにも活発な意見交換がなされました。そして、公金債権回収分野における官民連携のあり方について、内閣府公共サービス改革推進室との間で、今後も引き続き情報交換を行っていくことを確認し、大阪弁護士会として行政連携の取組みを今後さらに拡大・深化させるうえで、大変重要な一歩を進める機会となりました。

#### ◆内閣府からの参加者

| 氏名    | 所属             | 役職                |
|-------|----------------|-------------------|
| 宮本 陽介 | 内閣府公共サービス改革推進室 | 参事官補佐             |
| 川上 伸英 | 内閣府公共サービス改革推進室 | 参事官補佐             |
| 辻 崇成  | 内閣府公共サービス改革推進室 | 参事官補佐(弁護士・任期付公務員) |

#### ◆大阪弁護士会からの参加者

| 氏名    | 所属委員会等                             | 役職          |
|-------|------------------------------------|-------------|
| 畠田 健治 | 行政連携推進PT                           | 副会長<br>座長   |
| 井上 圭吾 | 行政問題委員会                            | 委員長         |
| 久保井聡明 | 行政連携推進PT<br>弁護士業務改革委員会             | 副座長<br>副委員長 |
| 岸本 佳浩 | 行政連携推進PT<br>弁護士業務改革委員会、<br>行政問題委員会 | 事務局長<br>委員  |
| 八木 正雄 | 行政問題委員会                            | 副委員長        |

#### ◆大阪弁護士会からの参加者

| 氏名    | 所属委員会等                 | 役職   |
|-------|------------------------|------|
| 幾波 博之 | 弁護士業務改革委員会             | 副委員長 |
| 木虎 孝之 | 行政問題委員会                | 副委員長 |
|       | 弁護士業務改革委員会             | 委員   |
| 楠 博匡  | 弁護士業務改革委員会             | 委員   |
| 里内 博文 | 行政問題委員会                | 委員   |
|       | 弁護士業務改革委員会             | 委員   |
| 篠原 敏晴 | 池田市非常勤一般任期付公務員         |      |
| 東 尚吾  | 行政問題委員会                | 副委員長 |
| 効野 真吾 | 行政問題委員会                | 委員   |
| 永樂久仁子 | 行政問題委員会                | 委員   |
| 難波 泰明 | 行政問題委員会                | 委員   |
| 福岡 洋一 | 行政問題委員会                | 委員   |
| 安田 健一 | 行政問題委員会                | 委員   |
| 影山 秀樹 | 弁護士業務改革委員会、<br>行政問題委員会 | 委員   |



特集I 行政との連携について

# About Manual

## 「地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアル」 出版報告会

弁護士業務改革委員会 委員 黒田 清行

員との意見交換を行いました。

平成23年7月25日、大阪弁護士会2階ホールにおいて、標記出版報告会が開催されました。大阪弁護士会は、昨年11月、「地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアル～債権別解決手法の手引き」（第一法規）を出版しました（以下「本マニュアル」といいます）。本マニュアルは、大阪弁護士会の行政問題委員会及び弁護士業務改革委員会に所属する弁護士ら、大阪府下の某自治体（以下「A市」といいます。）から債権管理・回収に関する報告書の作成を依頼され、両委員会の弁護士有志により結成された「自治体債権管理研究会」が作成、提出した債権管理・回収に関する報告書（以下「本報告書」といいます。）をベースにしたものです。

大阪弁護士会は、現在大阪府下の自治体との連携を図るべく各種取り組みを行っておりますが、かかる大阪弁護士会の取り組みの一端をご紹介する意味で、出版報告会を開催することとしたものです。

出版報告会には、大阪府下の自治体27団体、自治体職員合計78名が参加し、自治体の債権管理・回収分野に対する関心の大きさが窺えるとともに、出版報告会後半に行われた意見交換では、予定時刻を大幅に過ぎるまで参加自治体職員から意見、質問が寄せられるなど大盛況でした。

### 1 出版報告会の概要

木村圭二郎大阪弁護士会副会長の開会の挨拶に始まり、久保井聡明弁護士（弁護士業務改革委員会）の司会により、執筆担当者からの報告、出版社（第一法規）の側から出版経緯、本報告書及び本マニュアルの利用状況に関する自治体職員へのアンケート調査の紹介の後、参加された自治体職

### 2 執筆担当弁護士からの報告

本報告書及び本マニュアルの執筆担当者から、担当分野におけるポイントについて報告がありました。

#### (1) 調査手法・報告書作成にあたっての視点など



▲佐藤竜一弁護士

佐藤竜一弁護士（弁護士業務改革委員会）から、本報告書の作成依頼を受けた経緯、対象6債権（国民健康保険料、介護保険料、下水道事業受益者負担金、保育所保育料、市営住宅家賃、水洗便所改造工事資金貸付金）を選定し、債権毎に2名から3名の弁護士が担当し、各債権担当課から資料提供を受け、問題点を抽出したうえで、ヒアリング調査、現地調査を行い、その後A市との間で合計15回に亘る協議会を実施したといった具体的な調査手法について報告がありました。A市から条例、規則、契約書、回収フローなど資料提供を受けただけでなく、本報告書の原稿についても、A市から検討課題の指摘を受け、自治体債権管理研究会の検討結果についてA市と協議を重ねるなど、まさにA市との協働作業であったとのことでした。

また、本報告書及び本マニュアル作成にあたっての視点（①自治体財政収入の安定的確保の視点、②住民負担の公平性の視点、③住民福祉・生活再建の向上とモラルハザード防止のバ

ランスの視点、④債権回収の外注ではなく、自治体自ら債権回収を図るために必要な視点)、特徴について報告があり、殊に本報告書及び本マニュアルは、参考書を読んでもわからない問題点について、避けておらず、あえて取り上げ、考えうる到達点を示唆していることに特徴があるとのことでした。

## (2) 国民健康保険料について



▲岸本佳浩弁護士

岸本佳浩弁護士（行政問題委員会）から、国民健康保険料、第三者行為損害賠償請求権の債権の種類と性質、A市における回収状況、未収の原因と課題、指摘事項、改善点について報告がありました。

国民健康保険料債権の特色として、国民健康保険料特別会計は保険料未納が直ちに国保会計の悪化に繋がらない仕組みになっているだけに、保険料の未収対策や第三者に対する損害賠償請求権の適正回収を怠ると、国・都道府県・他の医療保険の構造的な財政悪化と相俟って、市町村の国民健康保険特別会計が破綻するおそれがあること、未収の原因と課題として、低所得者・擬制世帯主の納付義務に対する無理解、不現住者の増加に加え、第三者行為損害賠償請求の求償事務を国保連に委託していることから、市町村の管理意識が低いことなどが挙げられました。

また、指摘事項、改善点として、債権管理については、①被保険者資格取得・喪失要件の適正認定、②納付義務者に対する適正賦課、③一部納付の場合の充当処理、④第三者行為情報の収集強化、債権回収については、①滞納者をターゲットにした広報強化、②効果測定と催告の集中的取組、③財産調査の実施強化と調査結果の活用、④第三者行為損害賠償請求権の求償事務の強化が指摘されました。

最後に、債権回収を外部委託するのではなく、自治体自ら取り組むことによって、債権の管理、回収、滞納予防といった上流から下流まで一体となった債権管理を行うことができること、外部の多様な法律専門家との連携により自治体職員の常識を超えた発見がありうることが強調されました。

報告後、司会者から、不現住者に対する被保険者資格の職権抹消、世帯主の変更、滞納保険料の一部納付があった場合の充当・時効管理について質問があり、岸本佳浩弁護士から、国民健康保険法及び厚生省課長通知は、国民健康保険の被保険者資格の職権抹消に関し、住民登録の職権抹消を条件としていないなどの説明がありました。

## (3) 保育所保育料について



▲山本大輔弁護士

山本大輔弁護士（弁護士業務改革委員会）から、保育所保育料の概要、未収の原因と課題、指摘事項、改善点について報告がありました。

保育所保育料は、少子化にも拘らず、入所児童の増加により管理すべき債権が増えていること、未収の原因と課題として、①支払義務者の資力の問題、②滞納整理のためのマニュアル未整備、③保育所との連携不足が挙げられました。

また、指摘事項、改善点として、債権管理については、①管理プログラムの改善（児童ごとではなく、支払義務者ごとに管理できるように）、②分割納付書を支払義務者の配偶者が作成した場合の時効中断効及び合意の効力の有無（日常家事債務規定の適用の可否）、③督促状の送達方法の改善、債権回収については、①短期滞納者に対する回収強化のための財産調査及び滞納処分の早期実施、②卒園年次の回収強化が